

都道府県及び政令指定都市が女性の登用の目標設定の対象としている審議会等⁽¹⁾のうち、
国の法令に設置根拠を持つ審議会等⁽²⁾一覧

整理番号	審議会等の名称	職務指定 (3)	整理番号	審議会等の名称	職務指定 (3)
1	都道府県医療審議会		49	人事委員会	
2	都道府県卸売市場審議会		50	都道府県森林審議会	
3	海区漁業調整委員会		51	都道府県水防協議会	
4	介護認定審査会		52	スポーツ振興審議会	
5	介護保険審査会		53	都道府県生活衛生適正化審議会	
6	開発審査会		54	精神医療審査会	
7	河川審議会		55	地方青少年問題協議会	
8	市町村環境の保全に関する審議会		56	地方精神保健福祉審議会	
9	都道府県環境の保全に関する審議会		57	石油コンビナート防災本部	
10	監査委員		58	選挙管理委員会	
11	感染症の診査に関する協議会		59	都道府県総合開発審議会	
12	教育委員会		60	損害評価会	
13	教科用図書選定審議会		61	宅地建物取引業審議会	
14	漁港管理会		62	地球温暖化対策地域協議会	
15	警察署協議会		63	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会	
16	結核の診査に関する協議会		64	中央卸売市場開設運営協議会	
17	都道府県建設業審議会		65	都道府県中小企業調停審議会	
18	都道府県建設工事紛争審査会		66	都道府県都市計画審議会	
19	建築審査会		67	地方独立法人評価委員会	
20	都道府県建築士審査会		68	市町村都市計画審議会	
21	都道府県公安委員会		69	図書館協議会	
22	都道府県公害審査会		70	土地区画整理審議会	
23	公害健康被害認定審査会		71	土地利用審査会	
24	都道府県交通安全対策会議		72	都道府県農業共済保険審査会	
25	公民館運営審議会		73	農村地域への工業等の導入に関する審議会	
26	地方港湾審議会		74	内水面漁場管理委員会	
27	国土利用計画審議会		75	農業委員会	
28	都道府県国民保護協議会		76	廃棄物減量等推進審議会	
29	国民健康保険運営協議会		77	博物館協議会	
30	国民健康保険審査会		78	文化財保護審議会	
31	固定資産評価審査委員会		79	保育士試験委員	
32	都道府県固定資産評価審議会		80	市町村防災会議	
33	地方産業教育審議会		81	都道府県防災会議	
34	市街地再開発審査会		82	保健所運営協議会	
35	都道府県が事業の認定に関する処分を行うに際して意見を聴く審議会		83	本人確認情報の保護に関する審議会	
36	市場取引委員会		84	麻薬中毒審査会	
37	都道府県における自然環境保全に関する審議会		85	民生委員推薦会	
38	市町村児童福祉審議会		86	地方薬事審議会	
39	都道府県児童福祉審議会		87	都道府県労働委員会	
40	社会教育委員		88	交通安全連絡協議会	
41	地方社会福祉審議会		89	動物愛護推進協議会	
42	収用委員会		90	市町村合併推進審議会	
43	准看護師試験委員		91	次世代育成支援対策地域協議会	
44	都道府県生涯学習審議会		92	自然再生協議会	
45	地方障害者施策推進協議会		93	地域交通安全推進委員協議会	
46	都道府県職員委員会		94	都道府県甘味資源作物生産振興審議会	
47	職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する審議会		95	都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会	
48	私立学校審議会		96	自転車等駐車対策協議会	
			97	要保護児童対策地域協議会	

都道府県及び政令指定都市が女性の登用の目標設定の対象としている審議会等⁽¹⁾のうち、
国の法令に設置根拠を持つ審議会等⁽²⁾の根拠規定等一覧

審議会等の名称	職務指定 ⁽³⁾ の有無	女性登用率	30%未満の審議会の割合	法令で規定されている委員の資格等	根拠規定	必置 任意の別	平均 定員
1 都道府県医療審議会		25%	61%	医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから任命	医療法第71条の2	必置	23
2 都道府県卸売市場審議会		27%	54%		卸売市場法第71条	任意	15
3 海区漁業調整委員会		10%	100%	被選挙権を有する者につき選挙した者 学識経験がある者 海区内の公益を代表すると認められる者	地方自治法 第138条の4第1項、第180条の5第2項 第4号漁業法第84	必置	10
4 介護認定審査会		35%	14%		介護保険法第14条	必置	427
5 介護保険審査会		34%	23%	被保険者を代表する委員 市町村を代表する委員 公益を代表する委員	介護保険法第184条	必置	22
6 開発審査会		34%	51%	法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に關しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることができる者	都市計画法第78条	必置	7
7 河川審議会		26%	50%		河川法第86条第1項	任意	16
8 市町村環境の保全に関する審議会		30%	50%	環境の保全に關し学識経験のある者	環境基本法第44条	任意	27
9 都道府県環境の保全に関する審議会		32%	30%		環境基本法第43条 自然環境保全法第51条	必置	30
10 監査委員		0%	100%	人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者	地方自治法第195条	必置	4
11 感染症の診査に関する協議会		22%	63%	感染症指定医療機関の医師 感染症の患者の医療に關し学識経験を有する者 医療以外の学識経験を有する者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律第	必置	27
12 教育委員会		37%	33%	当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に關し識見を有するもの	地方教育行政の組織及び運営に關する法律第2条	必置	6
13 教科用図書選定審議会		37%	5%	義務教育諸学校の校長及び教員 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事 その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、 教育長及び事務局に置かれる指導主事 その他学校教育に専門的知識を有する職員 教育に關し学識経験を有する者	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に關する法律 11条 1項	必置	19
14 漁港管理会		7%	67%		漁港漁場整備法第27条	任意	15
15 警察署協議会		30%	35%		警察法第53条の2	必置	211
16 結核の診査に関する協議会		17%	75%	結核の予防又は結核患者の医療に關する事業に従事する者 医療以外の学識経験を有する者 ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。	結核予防法第48条	必置	27
17 都道府県建設業審議会		29%	33%		建設業法第39条の2	任意	14
18 都道府県建設工事紛争審査会		28%	41%	人格が高潔で識見の高い者	建設業法第25条	必置	14
19 建築審査会		34%	45%	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に關しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることができる者	建築基準法第78条	必置	7
20 都道府県建築士審査会		35%	23%	建築士 やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数を超えてはならない。	建築士法第28条	必置	7
21 都道府県公安委員会		11%	67%	当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもの	警察法第38条	必置	3
22 都道府県公害審査会		32%	16%	人格が高潔で識見の高い者	公害紛争処理法第13条	任意	12
23 公害健康被害認定審査会		10%	100%	医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に關し学識経験を有する者	公害健康被害の補償等に關する法律第44条	必置	13

審議会等の名称	職務指定(3)の有無	女性登用率	30%未満の審議会の割合	法令で規定されている委員の資格等	根拠規定	必置任意の別	平均定員
24 都道府県交通安全対策会議		7%	95%	会長は、 都道府県知事 委員は、 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員 都道府県教育委員会の教育長 警視總監又は道府県警察本部長 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。	交通安全対策基本法第16条	必置	21
25 公民館運営審議会		32%	25%	学校教育及び社会教育の関係者 家庭教育の向上に資する活動を行う者 学識経験のある者	社会教育法第29条	任意	39
26 地方港湾審議会		17%	75%		港湾法第35条の2	必置	25
27 国土利用計画審議会		35%	25%		国土利用計画法第38条	必置	18
28 都道府県国民保護協議会		7%	86%	会長は、都道府県知事 委員 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する 指定地方行政機関の長又はその指名する職員 防衛庁長官が指定する 陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者 当該都道府県の 副知事 当該都道府県の教育委員会の 教育長、警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長及び特別区の消防長 当該都道府県の職員（前二号に掲げる者を除く。） 当該都道府県の区域内の 市町村の長 及び当該都道府県の区域を管轄する 消防長 当該都道府県の区域において業務を行う 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 専門委員 関係指定地方行政機関の職員 当該都道府県の職員 当該都道府県の区域内の市町村の職員 関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第37条	必置	42
29 国民健康保険運営協議会		26%	57%	被保険者を代表する委員 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する委員	国民健康保険法第11条	必置	21
30 国民健康保険審査会		33%	37%	被保険者を代表する委員 保険者を代表する委員 公益を代表する委員	国民健康保険法第92条	必置	9
31 固定資産評価審査委員会		33%	33%	当該市町村の住民、 市町村税の納税義務がある者 固定資産の評価について学識経験を有する者	地方税法第423条	必置	12
32 都道府県固定資産評価審議会		30%	44%	国の関係地方行政機関の職員 当該道府県の職員 当該道府県の区域内の市町村の職員 固定資産の評価について学識経験を有する者	地方税法第401条の2	必置	11
33 地方産業教育審議会		27%	38%	産業教育に関し学識経験のある者 関係行政機関の職員	産業教育振興法第11条	任意	14
34 市街地再開発審査会		10%	75%	土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者	都市再開発法57条	必置	32
35 都道府県が事業の認定に関する処分を行うに際して意見を聴く審議会		37%	35%		土地収用法第34条の7	必置	6
36 市場取引委員会		4%	100%	卸売業者 仲卸業者 第三十六条第一項に規定する売買参加者 その他の利害関係者 学識経験のある者	卸売市場法13条の2	任意	14
37 都道府県における自然環境保全に関する審議会		32%	26%		自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条	必置	30

	審議会等の名称	職務指定(3)の有無	女性登用率	30%未満の審議会の割合	法令で規定されている委員の資格等	根拠規定	必置任意の別	平均定員
38	市町村児童福祉審議会		53%	0%	児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者 学識経験のある者	児童福祉法第8条	任意	19
39	都道府県児童福祉審議会		42%	14%		児童福祉法第8条	必置	19
40	社会教育委員		41%	11%	学校教育及び社会教育の関係者 家庭教育の向上に資する活動を行う者 学識経験のある者	社会教育法第15条	任意	15
41	地方社会福祉審議会		34%	20%	都道府県又は指定都市若しくは中核市の 議会の議員 社会福祉事業に従事する者 学識経験のある者	社会福祉法第7条	必置	33
42	収用委員会		22%	67%	法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者	土地収用法51条 (収用委員会)	必置	8
43	准看護師試験委員		51%	0%		保健師助産師看護師法第25条	必置	13
44	都道府県生涯学習審議会		35%	22%		生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条	任意	21
45	地方障害者施策推進協議会		34%	22%		障害者基本法第26条	必置	18
46	都道府県職員委員会	-	-	-		地方自治法施行規程第二十五条	必置	-
47	職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する審議会		33%	19%		職業能力開発促進法第91条	必置	14
48	私立学校審議会		28%	40%	当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の 校長 私立幼稚園の 園長 、 私立専修学校の 校長 、 これらの学校若しくは専修学校の 教員 又はこれらの学校若しくは専修学校を設置する学校法人若しくは第六十四条第四項の法人の 理事	私立学校法第9条	必置	13
49	人事委員会		27%	20%	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条	必置	3
50	都道府県森林審議会		34%	16%	学識経験を有する者	森林法第68条	必置	14
51	都道府県水防協議会		11%	100%	会長は、 都道府県知事 委員は、 関係行政機関の職員 水防に関係のある団体の代表者 学識経験のある者	水防法26条第1項	任意	16
52	スポーツ振興審議会		34%	9%	スポーツに関する学識経験のある者 関係行政機関の職員	スポーツ振興法第18条	必置	16
53	都道府県生活衛生適正化審議会		34%	17%	学識経験のある者 生活衛生関係営業者の意見を代表する者 利用者又は消費者の意見を代表する者	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条	必置	11
54	精神医療審査会		26%	61%	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者(第十八条第一項に規定する 精神保健指定医である者 に限る。) 法律に関し学識経験を有する者 その他の学識経験を有する者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	必置	16
55	地方青少年問題協議会		32%	38%	会長は、当該 地方公共団体の長 委員 地方公共団体の議会の 議員 関係行政機関の 職員 学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあつては、 家庭裁判所の職員 を含む。)	地方青少年問題協議会法1条	任意	27
56	地方精神保健福祉審議会		29%	45%	精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条	必置	16

審議会等の名称	職務指定(3)の有無	女性登用率	30%未満の審議会の割合	法令で規定されている委員の資格等	根拠規定	必置任意の別	平均定員	
57		2%	100%	<p>本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事 本部長 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長 警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 当該都道府県の区域内の市町村のうち、その区域内に特別防災区域が所在する市町村の市町村長 当該都道府県の区域内の市町村（前号に規定する市町村を除く。）のうち、当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長 前二号に規定する市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長） 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者 その他当該都道府県の知事が必要と認めて任命する者 専門員 関係地方行政機関の職員 当該都道府県の職員 当該都道府県の区域内の関係市町村の職員 関係公共機関の職員 関係特定事業所の職員 学識経験のある者</p>	石油コンビナート等災害防止法第27条	必置	33	
58	選挙管理委員会		20%	100%	選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもの	地方自治法第180条の5及び同法第181条	必置	12
59	都道府県総合開発審議会		27%	40%		国土総合開発法6条	任意	28
60	損害評価会		14%	100%	学識経験を有する者	農業災害補償法第143条第1項	必置	21
61	宅地建物取引業審議会		35%	33%		宅地建物取引業第73条	任意	7
62	地球温暖化対策地域協議会		25%	100%		地球温暖化対策の推進に関する法律第26条	任意	28
63	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会		8%	100%	都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村（特別区を含む。）、関係地方行政機関及び関係道路管理者を含む者 で組織される	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第10条	必置	24
64	中央卸売市場開設運営協議会		23%	78%	学識経験のある者（当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。）	卸売市場法13条	任意	24
65	都道府県中小企業調停審議会	-	-	-	学識経験のある者	中小企業団体の組織に関する法律第81条	任意	-
66	都道府県都市計画審議会		16%	91%	学識経験のある者 市町村長を代表する者 都道府県の議会の議員 市町村の議会の議長を代表する者	都市計画法第77条	必置	22
67	地方独立法人評価委員会		19%	67%		地方独立行政法人法第11条第3項	必置	5
68	市町村都市計画審議会		22%	73%	学識経験のある者 市町村の議会の議員	都市計画法第77条の2	任意	24
69	図書館協議会		47%	5%	学校教育及び社会教育の関係者 学識経験のある者	図書館法第14条	任意	10
70	土地地区画整理審議会		4%	100%	施行地区内の宅地の所有者 施行地区内の宅地について借地権を有する者 土地地区画整理事業について学識経験を有する者	土地地区画整理法第56条	必置	40
71	土地利用審査会		38%	36%	土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者	国土利用計画法第39条	必置	7

審議会等の名称	職務指定(3)の有無	女性登用率	30%未満の審議会の割合	法令で規定されている委員の資格等	根拠規定	必置任意の別	平均定員
72 都道府県農業共済保険審査会		27%	48%	会長は 都道府県知事 委員 都道府県知事の直近下位の内部組織の長 農業共済組合の組合員 法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村との間に農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済若しくは園芸施設共済の共済関係の存する者 学識経験ある者	農業災害補償法第143条	必置	9
73 農村地域への工業等の導入の促進に関する審議会		30%	33%		農村地域工業等導入促進法18条	任意	15
74 内水面漁場管理委員会		20%	100%	当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者 当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者 学識経験がある者	地方自治法 第138条の4第1項、第180条の5第2項第5号漁業法第130条第1項	必置	10
75 農業委員会		3%	100%	農業委員会の区域内に住所を有する左に掲げる者で年齢二十年以上のもの 都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者 前号の者の同居の親族又はその配偶者 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主	農業委員会等に関する法律3条 地方自治法第180条の5第3項	必置	52
76 廃棄物減量等推進審議会		34%	25%		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七	任意	17
77 博物館協議会		38%	13%	学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者	博物館法第20条	任意	27
78 文化財保護審議会		22%	75%		文化財保護法第190条	任意	17
79 保育士試験委員		20%	100%	次のいずれか 学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はあつた者 都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者	児童福祉法施行令第13条第4項	任意	10
80 市町村防災会議		5%	100%	都道府県防災会議の組織の例に準じ	災害対策基本法第16条	必置	64
81 都道府県防災会議		3%	100%	会長 当該都道府県の 知事 委員 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する 指定地方行政機関の長又はその指名する職員 当該都道府県を 警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長 当該都道府県の 教育委員会の教育長 警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長 当該都道府県の 知事がその部内の職員のうちから指名する者 当該都道府県の 区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者 当該都道府県の地域において業務を行なう 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 専門委員 関係地方行政機関の職員 当該都道府県の職員 当該都道府県の区域内の市町村の職員 関係指定公共機関の職員 関係指定地方公共機関の職員 学識経験のある者	災害対策基本法第14条	必置	51
82 保健所運営協議会		30%	33%		地域保健法第11条	任意	116
83 本人確認情報の保護に関する審議会		39%	23%		住民基本台帳法第30条の9	必置	6
84 麻薬中毒審査会		28%	63%	法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者	麻薬及び向精神薬取締法 58条の13 1項 麻薬及び向精神薬取締法施行令 13条	必置	5

審議会等の名称	職務指定(3)の有無	女性登用率	30%未満の審議会の割合	法令で規定されている委員の資格等	根拠規定	必置任意の別	平均定員
85 民生委員推薦会		27%	64%	市町村の議会の議員 民生委員 社会福祉事業の実施に係のある者 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 教育に係のある者 関係行政機関の職員 学識経験のある者	民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条第2項	必置	23
86 地方薬事審議会		30%	31%		薬事法第3条	任意	15
87 都道府県労働委員会		13%	100%	使用者委員 使用者団体の推薦 労働者委員 労働組合の推薦 公益委員 使用者委員及び労働者委員の同意	労働組合法	任意	15
88 交通安全連絡協議会		4%	1		交通安全対策基本法21条	任意	23
89 動物愛護推進協議会		0%	1		動物の愛護及び管理に関する法律第22条	任意	1
90 市町村合併推進審議会		30%	0		市町村の合併の特例等に関する法律第6条	必置	10
91 次世代育成支援対策地域協議会		48%	0		次世代育成支援対策推進法第21条	任意	25
92 自然再生協議会		44%	0	当該実施者 地域住民 特定非営利活動法人 自然環境に関し専門的知識を有する者 土地の所有者等 その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者 関係地方公共団体及び関係行政機関	自然再生推進法(2002)の第8条	必置	34
93 地域交通安全推進委員協議会		22%	1	地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもの 人格及び行動について、社会的信望を有すること。 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。 生活が安定していること。 健康で活動力を有すること。	道路交通法108条の29	任意	194
94 都道府県甘味資源作物生産振興審議会		18%	1		甘味資源特別措置法35条	任意	17
95 都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会		0%	1		駐留軍関係離職者等臨時措置法第9条	任意	11
96 自転車等駐車対策協議会		25%	1	道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条	任意	20
97 要保護児童対策地域協議会		36%	0	関係機関 、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者	児童福祉法第25条の2第1項	任意	14

- (1) 女性の登用の目標設定の対象としている審議会の範囲は地方公共団体によって異なる。
- (2) 法令に審議会等を置く旨の規定があるもの。例えば、「学識経験者の意見を聞かなければならない」といった規定を根拠に設置している審議会等は除く。
- (3) 根拠法令等の委員資格又は委員の構成に関する規定に次のような定めがあるもの。
- (ア) 職名が定められている審議会等
 - (イ) 関係機関若しくは地方公共団体の長と定められている審議会等
 - (ウ) 地方議会の議員と定められている審議会等
 - (エ) 根拠法令等の委員資格又は構成に関する規定に、関係行政機関又は関係地方公共団体等の職員と定められている審議会等